

山梨労働局

定例記者会見配付資料

令和2年10月30日（金）

令和2年11月の行事等

I お知らせ(行政の動き)

1	過重労働解消キャンペーン	担当	監督課
		055-225-2853	

(1) 内容

令和2年11月1日から同年11月30日まで、11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせてキャンペーンを実施するもの。県内の各監督署において、長時間労働や若者の「使い捨て」が疑われる事業場に対する重点的な監督指導を実施するほか、使用者団体への要請やシンポジウム(11/25 過労死等防止対策推進シンポジウム)の開催等を行う。

2	11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。	担当	雇用環境・均等室
		055-225-2851	

(1) 内容

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と定め、集中的な広報活動及び各種団体への協力要請を行います。

3	11月は「外国人労働者問題啓発月間」です。	担当	職業対策課
		055-225-2858	

(1) 内容

「守ろう雇用、誰もが活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」

例年6月に実施していた「外国人労働者問題啓発月間」を本年は11月に実施いたします。外国人雇用の基本ルールの遵守に関して、事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請を行うほか、事業主に対して外国人の雇用・労働条件に係る取扱いや助成措置等について適切な情報提供や積極的な周知、啓発及び指導を行います。

4	障害者職業生活相談員資格認定講習	担当	職業対策課
		055-225-2858	

(1) 内容

昨年、「障害者の雇用の促進に関する法律」(昭和35年法律第123号。)が改正され、国及び地方公共団体の任命権者は5人以上障害者である職員が勤務する事業所において、「障害者職業生活相談員」を選任することが義務づけられました。障害者職業生活相談員は、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行うこととしており、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講することが資格要件の1つとされ、今年度より各労働局にて実施することとしております。

(2) 日時

基礎編・実務編

第1回 令和2年11月5日(木)午前9時～午後5時

第2回 令和2年11月11日(水)午前9時～午後5時

応用編

令和2年11月24日(火)午前10時～午後12時

(3) 場所

基礎編・実務編

山梨県地場産業センター かいてらす2階大会議室(甲府市東光寺3-13-25)

応用編

山梨県立高等支援学校桃花台学園(笛吹市石和町中川1400)

(4) 対象者

山梨県内の国の出先機関、県の機関、市町村及び教育委員会の職員で、新たに「障害者職業生活相談員」に選任された者等

5	福祉・介護のしごと「ミニ面接会ウィーク」	担当	ハローワーク甲府
		055-232-6060 部門コード43#	

(1) 内容

令和2年11月5日(木)から令和2年11月17日(火)までを「ミニ面接会ウィーク」として、福祉・介護分野におけるミニ面接会を集中的に開催いたします。

参加にあたっては、事前予約とハローワークの紹介状が必要となります(参加企業からの説明をお聞きのうえ、面接を希望することも可能です。)

具体的な開催日時などについては、ハローワーク甲府へお問い合わせください。

応募者多数となった場合は、事前に受け付けを締め切る場合があります。

6	ツアー型面接会(警備業分野)	担当	ハローワーク甲府
		055-232-6060 部門コード41#	

(1) 内容

警備業の求人を対象としたツアー型(企業訪問型)の面接会を開催いたします。

求人職種の仕事内容などの説明を企業担当者から受けたうえで面接が行えます。

なお、参加にあたっては、ハローワークの紹介状が必要となります。

詳細については、ハローワーク甲府へお問い合わせください。

日時: 令和2年11月20日(金) 午前10時から正午まで

会場: 日本連合警備株式会社(甲府市後屋町363)

II 今後の記者発表予定

1	えるぼし認定通知書交付式	担当	雇用環境・均等室
		055-225-2851	

○ 公表日 令和2年11月26日(木)

女性活躍推進法に基づく、えるぼし認定決定した企業に通知書を交付します。
認定は県内で2番目と3番目。

- ・富士山の銘水(株)
- ・社会福祉法人明清会

※詳細につきましては県政記者クラブへ11月中旬投げ込み予定

2	令和2年度年末年始無災害運動	担当	健康安全課
		055-225-2855	

○ 公表日 11月下旬予定(県政記者クラブへ投げ込み)

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。QRコードからアクセスできます。是非ご活用ください。

ハローワークからの
お知らせ



【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日 12月1日(火)10:30~】

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わるものとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、

「過労死等防止対策推進シンポジウム」

を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、
詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



【事業主の皆さまへ】11月は

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、

ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の

新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年
11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施
します。

無料 過重労働等に関する
相談はこちら

なくしましょう 長い 残業
0120-794-713

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」 実施日時 **11月1日(日) 9:00~17:00**

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか？

○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

1	2	3
職場風土を改革しましょう。	適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。	労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力を要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和2年11月1日(日) 9:00~17:00

フリーダイヤル **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン (厚生労働省委託事業) **0120-811-610**

(月~金17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで

「過重労働解消のためのセミナー」

(委託事業)を実施します。

専用ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

STOP!
しわ寄せ

その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。

(過重労働解消キャンペーン)



(国および地方公共団体の方へ)

「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」のご案内

～国や地方公共団体で、5人以上の障害者が勤務する事業所では、
障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました～

国および地方公共団体の任命権者は、**5人以上の障害者**が勤務する事業所において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省が定める選任されるための要件※1を満たす職員から、障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました。選任された障害者職業生活相談員は、その事業所に勤務する障害者の職業生活全般の相談や指導を行います。※1 選任要件の詳細は裏面をご覧ください。

山梨労働局では、「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」を実施します

◆実施日程

		開催日	会場
基礎編 実務編	第1回	令和2年11月 5日 (木)	かいてらす (甲府市)
	第2回	令和2年11月11日 (水)	かいてらす (甲府市)
応用編		令和2年11月24日 (火)	県立高等支援学校桃花台学園

◆ 障害者職業生活相談員になるためには、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了するか、障害者の職業生活に関する相談の実務経験があるなどの要件（詳細は裏面参照）を満たすことが必要です。

受講対象者

5人以上の障害者が勤務し、相談員を選任する必要がある事業所の職員であって次のいずれかに該当する者

- 相談員がいない又は相談員の異動等のために、新たに相談員に選任される予定がある者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者
- 相談員に選任されている又は選任される予定であって、特例要件（裏面※3）のみを満たしている者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者

(注) 申込み多数の場合は受講対象とならない場合があることにご留意ください。

障害者職業生活相談員のしくみ



「障害者職業生活相談員」の選任要件

◆ 障害者職業生活相談員に選任されるための要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者です※3。

1	障害者職業生活相談員資格認定講習の修了者
2	職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※4
3	大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※5で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
4	高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
5	2～4に掲げる者以外の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
6	2～5に掲げる者に準ずる者※6

※3 国および地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員は、令和3年3月31日までの間は経過措置として、1～6に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者も選任することが可能です。

- ① 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後2年以上、雇用管理やその他の労務に関する事項（以下「労務に関する事項」という。）の実務に従事した経験を有する者
- ② 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者
- ③ ①、②に掲げる者以外で、4年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者

※4 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に関するものに限る）を修了した者など

※5 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など

※6 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修（厚生労働省委託事業）を修了した者

「障害者職業生活相談員資格認定講習」の内容

◆ 資格認定講習は、6.5時間以上（基礎編・実務編）で行われ、講習テーマは主として次のような事項です。

基礎編	障害者雇用の現状と課題、障害者職業生活相談員の役割と活動内容 など
実務編	採用と配置、人間関係管理と生活指導、職場適応の向上、障害別にみた雇用の実際 など
応用編(任意参加)	特別支援学校見学、障害者雇用事業所見学、支援機関見学

お問い合わせ先





山梨労働局 職業安定部 職業対策課

〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11

電話：055-225-2858 Fax：055-225-2786

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

- **えるぼし認定**: 一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定。
 - **プラチナえるぼし認定**: えるぼし認定企業のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定。〈令和2年6月〜〉
- ➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」**又は**「プラチナえるぼし」**を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。**

<p>プラチナ えるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※) ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) <p>※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

※ えるぼしの基準のうち下線部は、改正により新たに追加されたもの。

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	<p>① 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。（直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。）</p> <p>又は</p> <p>② <u>直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。</u></p> <p>(i) <u>正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること。</u></p> <p>(ii) <u>正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること</u></p> <p>(※) 正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。</p>	同左
2.継続就業	<p>○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。</p> <p>(i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること。</p> <p>(※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。</p> <p>(ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。</p> <p>(※) 継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者(新規学卒者等に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合</p> <p>○ <u>上記を算出することができない場合は、以下でも可。</u></p> <p>・ <u>直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。</u></p>	<p>○ 左に掲げる基準のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (i)について、8割以上 ・ (ii)について、9割以上 <p>であること。(その他の基準は同左)</p>
3.労働時間等の働き方	<p>○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。</p>	同左

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
4.管理職比率	<p>① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。</p> <p>又は</p> <p>② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。</p>	<p>○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。</p> <p>ただし、1.5倍後の数字が、</p> <p>① 15%以下の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。 (※) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。</p> <p>② 40%以上の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が正社員に占める女性比率の8割以上であること。 (※) 正社員に占める女性比率の8割が40%以下の場合は、40%以上</p>
5.多様なキャリアコース	<p>○ 直近の3事業年度に、大企業については2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については1項目以上の実績を有すること。</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>	同左

(注1)「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。

(注2) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない(雇用形態が異なる場合を除く。)

<その他>

- ・ 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと（プラチナえるぼしのみ）。
- ・ えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から3年を経過していること（辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。）。
- ・ 職業安定法施行令第1条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- ・ 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

Press Release

山梨労働局発表
令和2年10月30日

職業安定部	職業安定課
職業安定課長	山田 一典
地方労働市場情報官	利根川 稔
電話	055-225-2857 (内線402・407)

山梨県の労働市場の動き（令和2年9月分）

- 有効求人倍率(季節調整値)は**0.91倍**で、前月に比べて0.01ポイント上昇。
- 新規求人倍率(季節調整値)は**1.73倍**で、前月に比べて0.26ポイント上昇。
- 正社員有効求人倍率は**0.65倍**で、前年同月に比べて0.26ポイント低下。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所(ハローワーク)における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

一般職業紹介状況を見ると、有効求人(季節調整値)は13,013人となり、前月に比べ1.8%(236人)増加し、有効求職者(同値)は14,359人で前月に比べ1.0%(138人)増加しました。

(※2-1, 10-2参照)

新規求人(原数値)は5,117人となり、前年同月と比較すると▲13.8%(819人)減少しました。

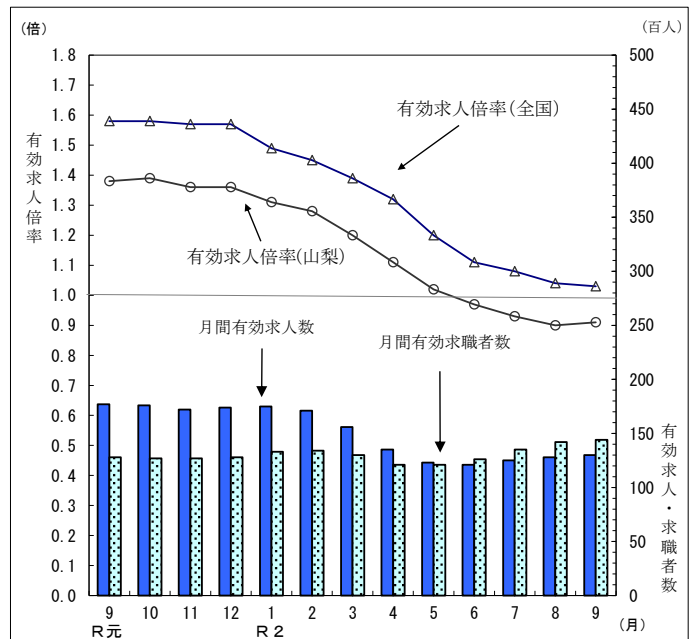
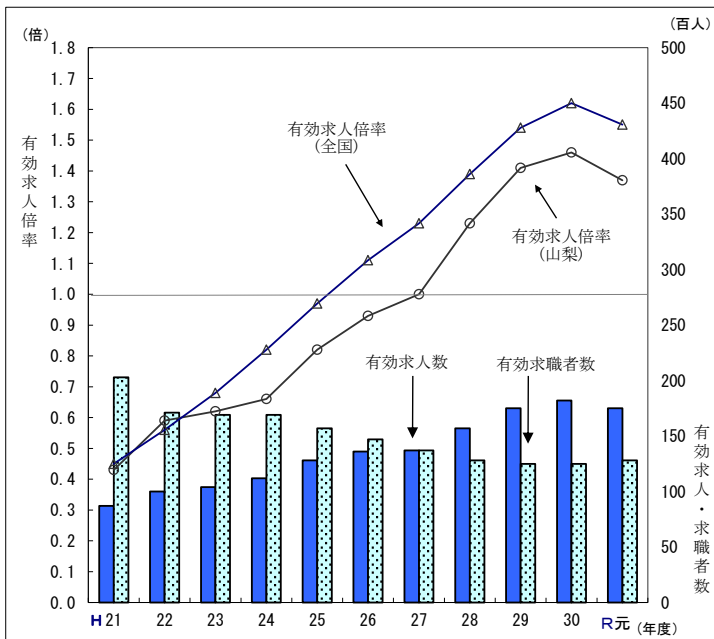
これを主な産業別で見ると、建設業18.1%(74人)、情報通信業4.8%(4人)、学術研究・専門・技術サービス業31.7%(39人)、教育・学習支援業4.9%(5人)、医療・福祉8.6%(111人)は増加となりました。

一方、製造業▲32.0%(255人)、運輸業・郵便業▲9.8%(21人)、卸売業・小売業▲32.6%(267人)、宿泊業・飲食サービス業▲38.8%(238人)、生活関連サービス業・娯楽業▲40.9%(131人)、サービス業▲18.9%(183人)は減少しました。

(※3参照)

新規求職者(原数値)は2,898人となり、前年同月と比較すると1.6%(46人)増加しました。雇用形態別で見ると、常用(パートを除く)は1,775人で3.5%(60人)増加しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は237人で17.9%(36人)増加し、自己都合離職者は631人で▲7.1%(48人)減少しました。

(※2-1, 4参照)



有効求人倍率(年度平均)

年度	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
県	0.43	0.59	0.62	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37
全国	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55

有効求人倍率(季節調整値)

月	R元9	10	11	12	R2 1	2	3	4	5	6	7	8	9
県	1.38	1.39	1.36	1.36	1.31	1.28	1.20	1.11	1.02	0.97	0.93	0.90	0.91
全国	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11	1.08	1.04	1.03

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
 2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
 3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。
 4. ▲は減少である。

一般職業紹介状況（パートを含み 学卒を除く）

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。								(P:ポイント)
項目	年月	2年9月	2年8月 (前月)	元年9月 (前年同月)	対 前 月		対 前 年 同 月	
					増減率(%)	差(人、P)	増減率(%)	差(人、P)
1	月間有効求職者数(人)	13,924	13,526	12,342	-	-	12.8	1,582
	季節調整値	14,359	14,221	12,813	1.0	138	-	-
2	新規求職申込件数(件)	2,898	2,651	2,852	-	-	1.6	46
	季節調整値	3,005	3,119	3,108	▲ 3.7	▲ 114	-	-
3	月間有効求人数(人)	12,915	12,502	17,551	-	-	▲ 26.4	▲ 4,636
	季節調整値	13,013	12,777	17,722	1.8	236	-	-
4	新規求人数(人)	5,117	4,129	5,936	-	-	▲ 13.8	▲ 819
	季節調整値	5,213	4,580	6,120	13.8	633	-	-
5	就職件数(件)	957	808	966	-	-	▲ 0.9	▲ 9
6	紹介件数(件)	3,725	3,124	3,673	-	-	1.4	52
7	有効求人倍率(3/1)(倍)	0.93	0.92	1.42	-	-	-	▲ 0.49
	季節調整値	0.91	0.90	1.38	-	0.01	-	-
8	新規求人倍率(4/2)(倍)	1.77	1.56	2.08	-	-	-	▲ 0.31
	季節調整値	1.73	1.47	1.97	-	0.26	-	-
9	就職率(%)	新規 (5/2*100)	33.0	30.5	33.9	-	-	▲ 0.9
10	充足率(%)	新規 (5/4*100)	18.7	19.6	16.3	-	-	2.4

※用語の説明

- 1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
 - 2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
 - 3欄、月間有効求人数とは、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
 - 4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。
 - 5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あつ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
 - 9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数/新規求職申込件数×100」
 - 10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数/新規求人数×100」
- ※▲は減少である。

正社員の職業紹介状況

年 月	全体の有効求人倍率 (季節調整値)	正社員			新規求職者数					新規求人数					就職件数					就職率 (就職件数/新規求職者数)%		
		有効求人倍率	有効求職者数	有効求人数	合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員
								正社員	非正社員				正社員	非正社員				正社員	非正社員			
令和元年 9月	1.38	0.91	7,460	6,775	2,852	1,715	1,137	60.1	39.9	5,936	2,236	3,700	37.7	62.3	966	374	592	38.7	61.3	33.9	21.8	52.1
10月	1.39	0.91	7,421	6,762	3,125	1,845	1,280	59.0	41.0	6,640	2,470	4,170	37.2	62.8	986	391	595	39.7	60.3	31.6	21.2	46.5
11月	1.36	0.91	7,210	6,594	2,750	1,587	1,163	57.7	42.3	5,420	1,988	3,432	36.7	63.3	990	391	599	39.5	60.5	36.0	24.6	51.5
12月	1.36	0.90	7,127	6,436	2,656	1,719	937	64.7	35.3	5,590	2,134	3,456	38.2	61.8	925	350	575	37.8	62.2	34.8	20.4	61.4
令和2年 1月	1.31	0.82	7,511	6,123	3,790	2,222	1,568	58.6	41.4	6,709	2,066	4,643	30.8	69.2	746	325	421	43.6	56.4	19.7	14.6	26.8
2月	1.28	0.77	7,882	6,072	3,182	1,948	1,234	61.2	38.8	5,882	2,020	3,862	34.3	65.7	1,027	345	682	33.6	66.4	32.3	17.7	55.3
3月	1.20	0.75	8,172	6,103	3,282	2,020	1,262	61.5	38.5	5,399	2,137	3,262	39.6	60.4	1,461	384	1,077	26.3	73.7	44.5	19.0	85.3
4月	1.11	0.69	7,958	5,515	3,545	2,154	1,391	60.8	39.2	3,933	1,570	2,363	39.9	60.1	1,099	357	742	32.5	67.5	31.0	16.6	53.3
5月	1.02	0.65	7,740	5,006	2,643	1,621	1,022	61.3	38.7	4,413	1,669	2,744	37.8	62.2	840	279	561	33.2	66.8	31.8	17.2	54.9
6月	0.97	0.65	7,769	5,031	3,146	1,919	1,227	61.0	39.0	4,909	2,046	2,863	41.7	58.3	938	283	655	30.2	69.8	29.8	14.7	53.4
7月	0.93	0.64	8,143	5,196	3,013	1,886	1,127	62.6	37.4	4,770	1,731	3,039	36.3	63.7	911	276	635	30.3	69.7	30.2	14.6	56.3
8月	0.90	0.63	8,421	5,292	2,651	1,664	987	62.8	37.2	4,129	1,740	2,389	42.1	57.9	808	266	542	32.9	67.1	30.5	16.0	54.9
9月	0.91	0.65	8,635	5,619	2,898	1,775	1,123	61.2	38.8	5,117	2,264	2,853	44.2	55.8	957	340	617	35.5	64.5	33.0	19.2	54.9
前年同月比 (率・差)	▲ 0.47	▲ 0.26	15.8	▲ 17.1	1.6	3.5	▲ 1.2	1.1	▲ 1.1	▲ 13.8	1.3	▲ 22.9	6.5	▲ 6.5	▲ 0.9	▲ 9.1	4.2	▲ 3.2	3.2	▲ 0.9	▲ 2.6	2.8

- (注) 1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(パートタイムを除く常用)となります。
 なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。
 2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。
 3. 全体の有効求人倍率は季節調整値となり、その他はすべて実数値となります。
 4. 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比(%)となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差(ポイント)となります。
 5. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。(なお、令和元年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。)
 6. ▲は減少である。

産業別新規求人数の推移

■令和2年9月の新規求人数(原数値)は5,117人となり、前年同月比で見ると、▲13.8%(819人)減少となりました。
 主な産業別で見ると、同比で建設業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉は増加となりました。一方、製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業は減少しました。
 また、県内の主要産業である製造業においては同比▲32.0%(255人)減少となりました。その中で主力の生産用機械器具製造業10.7%(3人)は増加となりましたが、食料品製造業▲19.2%(24人)、金属製品製造業▲13.8%(4人)、はん用機械器具製造業▲50.0%(19人)、業務用機械器具製造業▲65.8%(48人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業▲62.1%(36人)、電気機械器具製造業▲57.8%(48人)、輸送用機械器具製造業▲23.5%(8人)は減少しました。

産業名	項目	人(全数) R2.9	前年同月数 (R元.9)	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B 農,林,漁業(01~04)		43	(39)	10.3	4
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)		1	(3)	▲ 66.7	▲ 2
D 建設業(06~08)		483	(409)	18.1	74
(06 総合工事業)		318	(280)	13.6	38
E 製造業(09~32)		543	(798)	▲ 32.0	▲ 255
09 食料品製造業		101	(125)	▲ 19.2	▲ 24
10 飲料・たばこ・飼料製造業		38	(68)	▲ 44.1	▲ 30
11 繊維工業		27	(12)	125.0	15
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		7	(1)	600.0	6
13 家具・装備品製造業		7	(8)	▲ 12.5	▲ 1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		22	(22)	0.0	0
15 印刷・同関連業		9	(10)	▲ 10.0	▲ 1
16 化学工業		15	(23)	▲ 34.8	▲ 8
17 石油製品・石炭製品製造業		0	(0)	-	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		22	(81)	▲ 72.8	▲ 59
19 ゴム製品製造業		0	(0)	-	0
21 窯業・土石製品製造業		21	(18)	16.7	3
22 鉄鋼業		15	(5)	200.0	10
23 非鉄金属製造業		18	(1)	1700.0	17
24 金属製品製造業		25	(29)	▲ 13.8	▲ 4
25 はん用機械器具製造業		19	(38)	▲ 50.0	▲ 19
26 生産用機械器具製造業		31	(28)	10.7	3
27 業務用機械器具製造業		25	(73)	▲ 65.8	▲ 48
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		22	(58)	▲ 62.1	▲ 36
29 電気機械器具製造業		35	(83)	▲ 57.8	▲ 48
30 情報通信機械器具製造業		15	(19)	▲ 21.1	▲ 4
31 輸送用機械器具製造業		26	(34)	▲ 23.5	▲ 8
20,32 その他の製造業		43	(62)	▲ 30.6	▲ 19
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)		2	(4)	▲ 50.0	▲ 2
G 情報通信業(37~41)		87	(83)	4.8	4
H 運輸業,郵便業(42~49)		193	(214)	▲ 9.8	▲ 21
I 卸売業,小売業(50~61)		552	(819)	▲ 32.6	▲ 267
J 金融業,保険業(62~67)		18	(14)	28.6	4
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)		55	(43)	27.9	12
L 学術研究,専門・技術サービス業(71~74)		162	(123)	31.7	39
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)		376	(614)	▲ 38.8	▲ 238
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)		189	(320)	▲ 40.9	▲ 131
O 教育,学習支援業(81,82)		107	(102)	4.9	5
P 医療,福祉(83~85)		1,397	(1,286)	8.6	111
Q 複合サービス事業(86,87)		19	(17)	11.8	2
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)		787	(970)	▲ 18.9	▲ 183
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)		103	(78)	32.1	25
合計		5,117	(5,936)	▲ 13.8	▲ 819
29人以下		3,372	(3,952)	▲ 14.7	▲ 580
30~99人		1,176	(1,378)	▲ 14.7	▲ 202
100~299人		363	(531)	▲ 31.6	▲ 168
300~499人		139	(38)	265.8	101
500~999人		17	(33)	▲ 48.5	▲ 16
1,000人以上		50	(4)	1150.0	46

(注) ① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。
 ② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。
 ③ ▲は減少です。

◇事業所規模別の状況を見ると、29人以下(65.9%)、30~99人(23.0%)、100~299人(7.1%)、300~499人(2.7%)、500~999人(0.3%)、1,000人以上(1.0%)です。

求 職 の 動 向

■令和2年9月の新規求職者数(パートタイム及び臨時・季節を含む全数)は2,898人(原数値)となり、前年同月比で1.6%(46人)増加しました。(※2-1参照)

これを臨時・季節を除いた新規求職者数(含パート)で見ると、前年同月比(原数値)で2.3%(65人)増の2,876人となりました。

そのうち、在職者(パートを除く)については▲1.2%(8人)減の678人となり、離職者(パートを除く)においては▲2.1%(20人)減の911人となりました。

離職者のうち、事業主都合離職者(パートを除く)は17.9%(36人)増の237人となり、自己都合離職者(パートを除く)は▲7.1%(48人)減の631人となりました。

新規求職者数(パートを除く)を年齢別に前年同月比で見ると、44歳以下は1.2%(12人)増の1,026人となり、45歳以上は6.8%(48人)増の749人となりました。

【前年同月比(%)、人】

項目 年度別 月別	新規求職者(含パート)							新規求職者(パートを除く)					
	計	パートを除く					無業者	44歳以下		45歳以上			
		計	在職者	離職者	事業主 都合	自 己 都合				45歳以上 の構成比	55歳 以上	65歳 以上	
H24年度	▲ 2.8	▲ 2.8	5.5	▲ 1.3	2.6	▲ 2.4	▲ 27.0	▲ 4.4 (21,936)		0.6 (11,199)	33.8	▲ 3.2	13.9
H25年度	▲ 7.0	▲ 6.8	4.2	▲ 12.2	▲ 24.0	▲ 3.1	▲ 7.9	▲ 7.3 (20,345)		▲ 5.8 (10,551)	34.2	▲ 7.9	▲ 10.8
H26年度	▲ 3.5	▲ 5.2	3.6	▲ 8.6	▲ 13.0	▲ 5.4	▲ 16.5	▲ 7.1 (18,909)		▲ 1.7 (10,371)	35.4	▲ 6.8	13.0
H27年度	▲ 6.2	▲ 6.4	▲ 3.5	▲ 5.9	▲ 12.8	▲ 2.5	▲ 22.3	▲ 6.5 (17,685)		▲ 6.4 (9,707)	35.4	▲ 6.4	▲ 2.8
H28年度	▲ 4.9	▲ 7.6	0.9	▲ 12.3	▲ 20.0	▲ 9.2	▲ 17.1	▲ 8.4 (16,207)		▲ 6.1 (9,115)	36.0	▲ 3.5	8.9
H29年度	▲ 4.0	▲ 5.5	0.8	▲ 10.0	▲ 18.1	▲ 6.4	▲ 10.3	▲ 7.1 (15,064)		▲ 2.7 (8,865)	37.0	▲ 3.2	▲ 2.9
H30年度	▲ 1.3	▲ 2.9	▲ 5.8	0.6	▲ 4.6	2.1	▲ 10.1	▲ 7.3 (13,961)		4.6 (9,269)	39.9	10.1	23.7
R元年度	0.6	▲ 2.7	▲ 5.7	▲ 1.1	2.3	▲ 2.9	7.2	▲ 7.1 (12,970)		4.0 (9,640)	42.6	11.2	29.0
R元. 9	3.3	▲ 2.7	▲ 9.4	4.1	2.6	6.4	▲ 12.5	▲ 5.7 (1,014)		1.9 (701)	40.9	▲ 3.6	7.5
	2,811	1,715	686	931	201	679	98	-		-	-	320	72
10	▲ 9.6	▲ 12.8	▲ 13.3	▲ 14.7	▲ 16.8	▲ 15.8	11.1	▲ 15.6 (1,100)		▲ 8.3 (745)	40.4	0.0	0.0
11	▲ 2.7	▲ 5.6	▲ 9.9	▲ 1.0	38.8	▲ 10.0	▲ 9.7	▲ 11.2 (917)		3.2 (670)	42.2	15.5	14.8
12	15.6	17.5	40.2	3.1	▲ 10.3	9.5	▲ 24.3	3.2 (871)		37.0 (848)	49.3	64.4	149.4
R2. 1	8.1	1.6	▲ 1.7	4.9	▲ 8.9	11.8	0.0	▲ 5.3 (1,201)		11.1 (1,021)	45.9	15.6	29.9
2	▲ 4.0	▲ 10.1	▲ 16.3	▲ 9.1	6.1	▲ 15.9	29.7	▲ 12.3 (1,089)		▲ 7.1 (859)	44.1	▲ 6.0	10.4
3	▲ 0.7	▲ 2.4	▲ 13.4	▲ 0.1	31.9	▲ 10.2	62.9	▲ 6.7 (1,161)		4.1 (859)	42.5	4.0	▲ 3.3
4	▲ 6.9	▲ 2.5	▲ 9.5	▲ 3.4	9.3	▲ 10.2	48.4	▲ 11.9 (1,082)		9.2 (1,072)	49.8	10.3	▲ 19.5
5	▲ 16.4	▲ 14.5	▲ 30.6	▲ 9.0	76.4	▲ 29.6	39.0	▲ 24.6 (863)		0.7 (758)	46.8	6.6	23.5
6	9.6	12.6	▲ 10.6	20.4	60.5	7.0	132.6	4.4 (1,070)		24.9 (849)	44.2	20.3	3.9
7	▲ 5.5	▲ 7.0	▲ 19.7	▲ 0.8	35.3	▲ 11.3	24.4	▲ 11.9 (1,052)		▲ 0.1 (834)	44.2	▲ 2.9	▲ 22.3
8	▲ 1.0	▲ 2.9	▲ 10.5	▲ 3.9	45.5	▲ 16.2	60.4	▲ 4.8 (977)		0.0 (687)	41.3	0.6	12.3
9	2.3	3.5	▲ 1.2	▲ 2.1	17.9	▲ 7.1	89.8	1.2 (1,026)		6.8 (749)	42.2	5.6	▲ 5.6
	2,876	1,775	678	911	237	631	186	-		-	-	338	68
前年同月差	65	60	▲ 8	▲ 20	36	▲ 48	88	-		48	-	18	▲ 4

- (注) 1. 新規求職申込みをした求職者「常用:原数値」のみの数を計上してあります。
 2. ()内は原数値。
 3. 各月欄は、対前年同月増減比を表示。最新月及び前年同月の下欄は原数値。
 4. ▲は、減少である。

※1. 「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めのない場合、または4ヶ月以上の雇用期間が定められている場合をいいます。

※2. 「無業者」とは、離職後1年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。

職業別求職・求人の状況

専門的・技術的職業（主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等）、販売の職業、サービスの職業、保安の職業（警備員、交通誘導員等）、輸送・機械運転の職業、建設・採掘の職業について、求人倍率は1倍以上となりました。

一方、他の職業においては有効求人倍率が1倍を割っています。特に事務的職業において求人倍率が低くなっています。

令和2年9月

項目 職業別		有効求職			有効求人	有効求人倍率
		計	男	女		
実数 (人)	合計	8,635	5,049	3,582	6,875	0.80
	A 管理的職業	32	31	1	26	0.81
	B 専門的・技術的職業	997	563	434	1,608	1.61
	C 事務的職業	1,962	536	1,425	540	0.28
	D 販売の職業	502	323	179	621	1.24
	E サービスの職業	852	402	450	1,288	1.51
	F 保安の職業	48	48	0	213	4.44
	G 農林漁業の職業	167	149	18	95	0.57
	H 生産工程の職業	1,336	952	384	1,049	0.79
	I 輸送・機械運転の職業	335	325	10	393	1.17
	J 建設・採掘の職業	187	181	5	729	3.90
	K 運搬・清掃・包装等の職業	673	498	175	313	0.47
	分類不能	1,544	1,041	501	0	0.00
構成 比 (%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	A 管理的職業	0.4	0.6	0.0	0.4	-
	B 専門的・技術的職業	11.5	11.2	12.1	23.4	-
	C 事務的職業	22.7	10.6	39.8	7.9	-
	D 販売の職業	5.8	6.4	5.0	9.0	-
	E サービスの職業	9.9	8.0	12.6	18.7	-
	F 保安の職業	0.6	1.0	0.0	3.1	-
	G 農林漁業の職業	1.9	3.0	0.5	1.4	-
	H 生産工程の職業	15.5	18.9	10.7	15.3	-
	I 輸送・機械運転の職業	3.9	6.4	0.3	5.7	-
	J 建設・採掘の職業	2.2	3.6	0.1	10.6	-
	K 運搬・清掃・包装等の職業	7.8	9.9	4.9	4.6	-
	分類不能	17.9	20.6	14.0	0.0	-

(注) ① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。

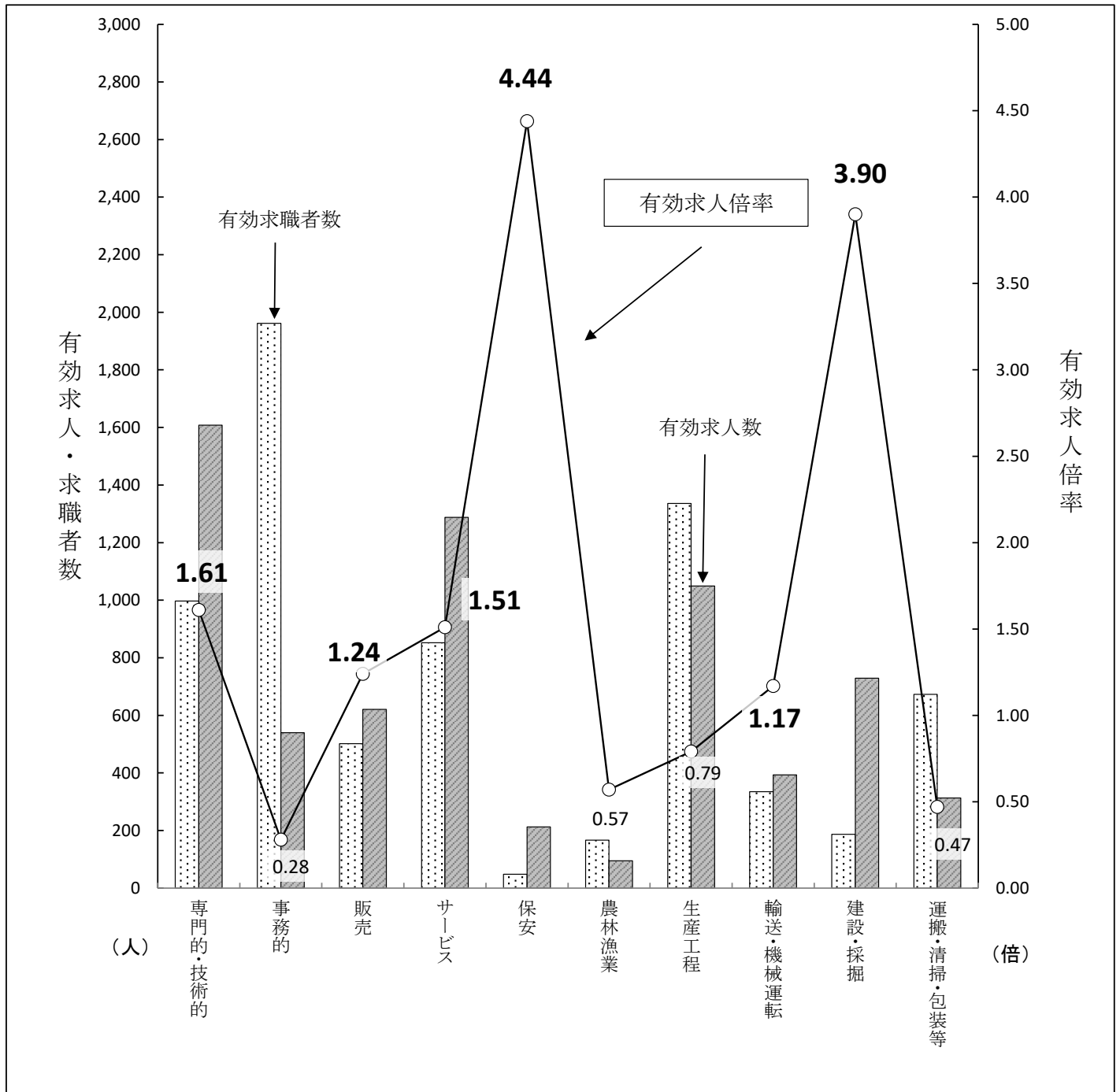
② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と一致しない場合があります。

用語解説：

専門的・技術的職業：「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

職業別求人・求職バランスシート

令和2年9月



職業	専門的・技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	合計
有効求人人数	1,608	540	621	1,288	213	95	1,049	393	729	313	6,875
有効求職者数	997	1,962	502	852	48	167	1,336	335	187	673	8,635
有効求人倍率	1.61	0.28	1.24	1.51	4.44	0.57	0.79	1.17	3.90	0.47	0.80

(注)

- ① 「常用」の原数値(パート及び臨時・季節を除く)です。
- ② [職業]の合計欄には、[管理的職業]、[分類不能]を含みます。

企 業 整 備 状 況

令和2年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項 目	合 計				内 訳				規 模 別(件数)				中 高 年 齢 者 数
	件 数	対前年 増減率	人 員	対前年 増減率	人 員 整 理		倒 産		29人 以下	30~ 99人	100~ 499人	500人 以上	
					件数	人 員	件数	人 員					
平成25年度	63 (▲ 1.6)		973 (▲ 37.8)		49	739	14	234	31	17	13	2	610
平成26年度	48 (▲ 23.8)		1,701 (74.8)		43	1,492	5	209	22	9	11	6	1,134
平成27年度	50 (4.2)		968 (▲ 43.1)		37	490	13	478	27	15	8	0	486
平成28年度	30 (▲ 40.0)		497 (▲ 48.7)		26	366	4	131	19	7	3	1	256
平成29年度	27 (▲ 10.0)		767 (54.3)		24	574	3	193	17	5	3	2	520
平成30年度	23 (▲ 14.8)		446 (▲ 41.9)		19	394	4	52	10	8	3	2	276
令和元年度	36 (56.5)		494 (10.8)		34	458	2	36	29	5	2	0	340
令和2年度	45 (25.0)		666 (34.8)		43	594	2	72	26	10	9	0	445
令 和 元 年 度	4月	3 (-)	40 (-)		2	26	1	14	3	0	0	0	26
	5月	2 (0.0)	49 (▲ 32.9)		2	49	0	0	0	2	0	0	44
	6月	4 (33.3)	29 (▲ 49.1)		4	29	0	0	4	0	0	0	22
	7月	1 (0.0)	18 (260.0)		1	18	0	0	1	0	0	0	17
	8月	2 (0.0)	16 (6.7)		2	16	0	0	2	0	0	0	11
	9月	2 (100.0)	25 (▲ 21.9)		2	25	0	0	1	1	0	0	15
	10月	2 (▲ 50.0)	29 (▲ 25.6)		2	29	0	0	2	0	0	0	24
	11月	4 (100.0)	44 (33.3)		4	44	0	0	4	0	0	0	26
	12月	2 (0.0)	21 (▲ 65.6)		2	21	0	0	2	0	0	0	7
	1月	7 (600.0)	117 (588.2)		7	117	0	0	5	1	1	0	66
	2月	3 (50.0)	62 (463.6)		2	40	1	22	1	1	1	0	52
	3月	4 (33.3)	44 (▲ 57.3)		4	44	0	0	4	0	0	0	30
令 和 2 年 度	4月	6 (100.0)	159 (297.5)		6	159	0	0	3	2	1	0	116
	5月	17 (750.0)	198 (304.1)		15	126	2	72	11	4	2	0	121
	6月	9 (125.0)	128 (341.4)		9	128	0	0	6	2	1	0	69
	7月	5 (400.0)	61 (238.9)		5	61	0	0	3	0	2	0	32
	8月	3 (50.0)	32 (100.0)		3	32	0	0	3	0	0	0	28
	9月	5 (150.0)	88 (252.0)		5	88	0	0	0	2	3	0	79
	10月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和2年度の数値は、令和3年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和元年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差で見ると、件数は3件(150.0%)増加、企業整備人員は63人(252.0%)増加となりました。

企業整備人員88人のうち、男性が26人(29.5%)、女性が62人(70.5%)です。
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は79人(89.8%)です。

雇用保険関係主要指標（適用関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

項目	1 適用事業所数		2 被保険者数		3 資格取得者数		4 資格喪失者数		5 4のうち 解雇者数		6 離職票 交付枚数		7 事務組 合 数	8 事務組合委託状況				
	年度	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	8 事業所数		9 被保険者数				
												対前年増減率		対前年増減率				
23年度	13,239	▲ 0.4	197,278	0.2	37,145	▲ 2.4	36,623	13.4	4,602	31.8	23,711	11.5	84	4,777	▲ 0.6	26,341	▲ 0.5	
24年度	13,179	▲ 0.5	197,180	0.0	36,563	▲ 1.6	36,534	▲ 0.2	4,273	▲ 7.1	25,133	6.0	82	4,763	▲ 0.3	26,241	▲ 0.4	
25年度	13,278	0.8	199,811	1.3	38,113	4.2	35,147	▲ 3.8	3,029	▲ 29.1	23,410	▲ 6.9	81	4,843	1.7	27,107	3.3	
26年度	13,472	1.5	202,838	1.5	40,265	5.6	36,736	4.5	4,048	33.6	23,982	2.4	82	4,925	1.7	28,256	4.2	
27年度	13,646	1.3	206,284	1.7	39,873	▲ 1.0	35,714	▲ 2.8	2,828	▲ 30.1	23,129	▲ 3.6	82	5,012	1.8	28,920	2.3	
28年度	13,894	1.8	212,205	2.9	40,511	1.6	34,458	▲ 3.5	2,210	▲ 21.9	22,402	▲ 3.1	80	5,065	1.1	29,833	3.2	
29年度	14,120	1.6	217,769	2.6	41,584	2.6	35,548	3.2	2,158	▲ 2.4	22,398	▲ 0.0	79	5,161	1.9	30,649	2.7	
30年度	14,194	0.5	221,332	1.6	41,120	▲ 1.1	37,462	5.4	2,178	0.9	23,410	4.5	79	5,167	0.1	31,087	1.4	
元年度	14,323	0.9	223,532	1.0	39,926	▲ 2.9	37,568	0.3	2,627	20.6	24,554	4.9	78	5,203	0.7	31,673	1.9	
令和 元 年 度	4月	14,231	0.7	221,285	1.4	6,904	▲ 3.3	6,887	1.4	580	▲ 8.4	4,508	▲ 1.4	78	5,160	0.4	31,164	1.2
	5月	14,273	0.9	223,662	1.4	5,365	▲ 10.8	3,090	▲ 16.8	169	4.3	1,978	8.3	78	5,171	0.5	31,489	2.1
	6月	14,292	0.9	224,407	1.3	3,381	▲ 5.7	2,634	▲ 1.1	119	▲ 17.9	1,621	0.2	78	5,164	0.3	31,495	1.6
	7月	14,286	0.8	224,760	1.4	3,481	14.7	3,096	5.2	145	0.7	2,022	13.6	78	5,166	0.2	31,597	1.9
	8月	14,297	0.7	224,682	1.4	2,537	▲ 6.8	2,619	▲ 3.9	151	22.8	1,716	▲ 1.2	78	5,173	0.3	31,612	2.0
	9月	14,238	1.3	224,711	1.5	2,839	11.0	2,771	4.9	195	41.3	1,908	16.3	78	5,157	1.0	31,611	1.9
	10月	14,246	1.0	224,576	1.4	3,230	0.9	3,192	▲ 1.9	229	41.4	1,999	▲ 2.9	78	5,162	0.9	31,603	2.0
	11月	14,249	0.8	224,835	1.4	2,623	▲ 9.0	2,422	0.1	208	51.8	1,560	5.1	78	5,170	0.6	31,668	2.1
	12月	14,255	0.8	224,794	1.3	2,237	▲ 15.3	2,280	▲ 3.6	140	37.3	1,428	▲ 4.9	78	5,178	0.7	31,718	1.9
	1月	14,274	0.8	224,030	1.2	2,342	▲ 2.8	3,126	1.4	169	▲ 18.4	2,141	5.9	78	5,186	0.7	31,634	1.9
	2月	14,309	0.9	223,835	1.1	2,298	▲ 2.2	2,459	7.5	213	139.3	1,649	9.9	78	5,201	0.8	31,691	1.8
	3月	14,323	0.9	223,532	1.0	2,689	4.1	2,992	16.4	309	127.2	2,024	21.1	78	5,203	0.7	31,673	1.9
令和 2 年 度	4月	14,382	1.1	222,675	0.6	6,045	▲ 12.4	6,843	▲ 0.6	599	3.3	4,623	2.6	78	5,201	0.8	31,783	2.0
	5月	14,434	1.1	224,799	0.5	5,121	▲ 4.5	3,024	▲ 2.1	301	78.1	1,867	▲ 5.6	78	5,196	0.5	31,232	▲ 0.8
	6月	14,491	1.4	225,984	0.7	3,655	8.1	2,577	▲ 2.2	289	142.9	1,643	1.4	78	5,206	0.8	31,387	▲ 0.3
	7月	14,537	1.8	225,961	0.5	2,994	▲ 14.0	2,864	▲ 7.5	457	215.2	1,993	▲ 1.4	78	5,224	1.1	31,471	▲ 0.4
	8月	14,581	2.0	226,104	0.6	2,436	▲ 4.0	2,325	▲ 11.2	177	17.2	1,552	▲ 9.6	78	5,234	1.2	31,537	▲ 0.2
	9月	14,575	2.4	226,112	0.6	2,548	▲ 10.3	2,540	▲ 8.3	126	▲ 35.4	1,608	▲ 15.7	78	5,250	1.8	31,675	0.2
	10月																	
	11月																	
	12月																	
	1月																	
2月																		
3月																		

* 1欄「適用事業所数」、2欄「被保険者数」、7欄「事務組合数」、事務組合委託状況の8欄「事業所数」、9欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末（3月）の数値です。

* 「7欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

雇用保険関係主要指標(給付関係)

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位:千円

項目	1 一般受給資格 決定件数		2 基本手当 初回受給者数		3 求 職 者 給 付						4 就 職 促 進 給 付				5 失業等給付支給総額			
	年度	対前年増減率	対前年増減率	一般被保険者 受給者 (基本手当)		高年齢継続被保険者 (高年齢求職者給付)		短期雇用特例被保険者 (特例一時金)		再就職手当		常用就職支度手当		対前年増減率				
				実人員	対前年増減率	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	支給人員	支給金額	支給人員		支給金額			
22年度	10,537	▲ 25.3	8,930	▲ 33.9	3,630	▲ 39.0	5,316,876	843	176,952	398	71,285	1,954	511,314	66	9,066	8,673,422	▲ 32.2	
23年度	11,595	10.0	9,678	8.4	3,676	1.3	5,259,941	989	203,057	382	70,490	2,047	568,100	49	5,802	8,778,366	1.2	
24年度	11,597	0.0	9,987	3.2	3,758	2.2	5,582,041	1,152	241,416	370	69,887	2,439	782,086	63	6,730	9,158,671	4.3	
25年度	10,024	▲ 13.6	8,338	▲ 16.5	3,414	▲ 9.2	5,056,966	1,186	247,339	365	68,604	2,382	758,941	96	14,741	8,750,821	▲ 4.5	
26年度	9,752	▲ 2.7	8,135	▲ 2.4	3,081	▲ 9.8	4,511,754	1,360	291,134	341	63,272	2,532	877,385	91	11,573	8,573,469	▲ 2.0	
27年度	8,702	▲ 10.8	7,101	▲ 12.7	2,693	▲ 12.6	3,994,833	1,328	288,909	310	58,118	2,664	859,616	101	13,539	8,430,548	▲ 1.7	
28年度	8,021	▲ 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	▲ 9.6	
29年度	7,683	▲ 4.2	6,054	▲ 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6	
30年度	7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7	
元年度	8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8	
令和 元 年 度	4月	1,030	▲ 1.2	473	18.5	1,996	7.8	234,531	233	50,181	0	0	142	58,666	2	296	607,374	15.2
	5月	849	▲ 0.2	715	▲ 19.6	2,185	▲ 5.2	264,548	378	85,071	3	666	244	99,720	5	879	838,203	5.8
	6月	655	15.9	505	15.6	2,167	▲ 0.8	254,135	174	38,783	1	219	268	105,206	2	219	614,358	▲ 5.2
	7月	702	24.9	557	21.1	2,351	4.8	296,434	181	39,928	0	0	240	92,360	3	479	763,562	8.5
	8月	551	▲ 13.2	613	4.3	2,427	2.4	320,140	240	53,470	0	0	238	101,787	1	155	716,564	10.8
	9月	585	▲ 0.3	459	15.0	2,364	8.9	285,698	123	25,281	0	0	189	72,170	0	0	712,266	7.5
	10月	736	▲ 3.8	579	6.2	2,416	4.7	325,438	154	33,581	0	0	272	106,454	1	222	748,263	15.5
	11月	578	4.1	717	34.5	2,491	12.9	319,787	131	27,140	1	209	181	70,144	3	493	777,432	3.2
	12月	443	▲ 4.3	481	26.2	2,493	21.7	285,920	108	21,937	6	1,214	265	103,873	8	1,579	690,976	22.3
	1月	616	▲ 6.5	479	6.9	2,396	14.0	333,380	147	30,738	134	25,388	116	43,694	4	523	817,186	5.9
	2月	622	8.7	477	▲ 11.0	2,224	9.9	256,899	321	69,752	120	24,077	167	63,721	2	432	680,406	13.6
	3月	732	33.6	593	54.0	2,269	14.9	274,021	137	29,489	6	1,280	202	78,653	5	941	777,182	8.4
令和 2 年 度	4月	1,056	2.5	582	23.0	2,304	15.4	296,712	269	60,979	1	269	70	29,291	3	567	654,429	7.7
	5月	1,085	27.8	1,031	44.2	2,793	27.8	339,596	328	72,433	2	510	192	76,361	11	1,913	853,264	1.8
	6月	894	36.5	903	78.8	3,282	51.5	394,831	270	58,734	1	348	195	77,378	3	559	806,059	31.2
	7月	859	22.4	851	52.8	3,532	50.2	490,468	192	41,936	0	98	201	86,713	3	427	1,019,560	33.5
	8月	712	29.2	812	32.5	3,702	52.5	448,058	184	39,592	0	71	132	50,373	5	761	867,005	21.0
	9月	632	8.0	648	41.2	3,634	53.7	492,830	113	24,346	0	43	152	64,028	1	165	1,037,489	45.7
	10月																	
	11月																	
	12月																	
	1月																	
	2月																	
	3月																	

* 受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。
 * 失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。
 * 「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額は、追加給付分のみです。

時系列職業紹介統計表

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	4,087	4,050	3,953	4,496	4,358	4,181	4,150	4,103	3,974	4,088	4,009	4,088
2012	24年	4,109	4,107	4,188	4,115	4,064	4,008	3,953	3,989	4,361	4,169	4,219	3,858
2013	25年	3,997	3,985	4,119	3,899	3,958	3,859	3,983	3,894	3,959	3,645	3,764	3,858
2014	26年	3,757	3,001	3,885	3,873	3,725	3,618	3,767	3,803	3,666	3,769	3,992	3,491
2015	27年	3,506	3,622	3,434	3,510	3,614	3,655	3,589	3,504	3,383	3,553	3,487	3,546
2016	28年	3,096	3,574	3,203	3,220	3,245	3,363	3,290	3,198	3,342	3,166	3,254	3,112
2017	29年	3,328	3,245	3,278	3,178	2,909	3,152	3,133	3,235	3,210	2,854	3,192	3,318
2018	30年	3,036	3,133	3,107	3,216	3,057	2,900	3,043	3,237	3,086	3,223	3,102	3,065
2019	31・元年	3,125	3,076	3,073	3,048	3,198	3,200	3,383	3,071	3,108	3,115	3,183	3,349
2020	2年	3,392	3,069	2,858	2,731	2,751	3,192	3,288	3,119	3,005			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年2月の5,146人、過去最低数は昭和44年3月の1,032人

2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	3,876	4,325	3,874	3,861	3,769	3,758	3,890	4,097	4,131	4,431	3,960	4,191
2012	24年	4,271	4,330	4,300	4,711	4,276	4,249	4,433	4,219	4,214	4,128	4,165	3,872
2013	25年	4,177	4,424	4,532	4,444	4,867	4,992	4,693	4,891	4,847	4,892	5,092	4,907
2014	26年	5,165	4,482	5,070	5,023	5,098	4,887	5,138	4,853	5,300	4,868	5,074	5,087
2015	27年	5,235	5,034	4,933	4,826	5,031	4,952	5,013	5,049	4,959	5,479	5,284	5,174
2016	28年	4,998	5,163	5,326	5,466	5,603	5,656	5,489	5,598	5,889	5,768	5,886	5,407
2017	29年	6,382	5,981	5,666	6,115	5,759	6,014	6,231	6,137	6,247	6,176	6,343	6,864
2018	30年	6,364	6,211	6,695	6,555	5,928	6,247	6,396	6,418	6,473	6,788	6,421	6,418
2019	31・元年	6,527	6,637	6,236	6,207	6,467	6,363	6,335	6,515	6,120	6,221	6,027	6,519
2020	2年	6,218	5,698	5,092	3,725	4,747	4,806	4,481	4,580	5,213			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成29年12月の6,864人、過去最低数は昭和52年12月の1,721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	0.95	1.07	0.98	0.86	0.86	0.90	0.94	1.00	1.04	1.08	0.99	1.03
2012	24年	1.04	1.05	1.03	1.14	1.05	1.06	1.12	1.06	0.97	0.99	0.99	1.00
2013	25年	1.05	1.11	1.10	1.14	1.23	1.29	1.18	1.26	1.22	1.34	1.35	1.27
2014	26年	1.37	1.49	1.31	1.30	1.37	1.35	1.36	1.28	1.45	1.29	1.27	1.46
2015	27年	1.49	1.39	1.44	1.37	1.39	1.35	1.40	1.44	1.47	1.54	1.52	1.46
2016	28年	1.61	1.44	1.66	1.70	1.73	1.68	1.67	1.75	1.76	1.82	1.81	1.74
2017	29年	1.92	1.84	1.73	1.92	1.98	1.91	1.99	1.90	1.95	2.16	1.99	2.07
2018	30年	2.10	1.98	2.15	2.04	1.94	2.15	2.10	1.98	2.10	2.11	2.07	2.09
2019	31・元年	2.09	2.16	2.03	2.04	2.02	1.99	1.87	2.12	1.97	2.00	1.89	1.95
2020	2年	1.83	1.86	1.78	1.36	1.73	1.51	1.36	1.47	1.73			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成2年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年3月の0.69倍

4. 全国の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	1.01	0.99	0.98	0.95	0.98	1.00	1.07	1.05	1.14	1.15	1.17	1.19
2012	24年	1.21	1.23	1.23	1.25	1.29	1.29	1.30	1.32	1.27	1.30	1.32	1.32
2013	25年	1.34	1.38	1.38	1.41	1.43	1.47	1.47	1.50	1.50	1.57	1.57	1.59
2014	26年	1.64	1.69	1.63	1.63	1.63	1.65	1.67	1.65	1.66	1.69	1.69	1.75
2015	27年	1.77	1.72	1.76	1.76	1.76	1.79	1.83	1.84	1.86	1.84	1.89	1.89
2016	28年	2.03	1.95	1.95	2.03	2.04	2.01	2.02	2.08	2.10	2.08	2.13	2.16
2017	29年	2.14	2.16	2.15	2.17	2.28	2.23	2.25	2.23	2.27	2.34	2.34	2.41
2018	30年	2.35	2.32	2.37	2.35	2.37	2.44	2.44	2.39	2.49	2.40	2.43	2.42
2019	31・元年	2.44	2.45	2.43	2.44	2.40	2.38	2.37	2.43	2.35	2.43	2.38	2.44
2020	2年	2.04	2.22	2.26	1.85	1.88	1.72	1.72	1.82	2.02			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成30年9月の2.49倍、過去最低倍率は平成21年5月の0.76倍

有効

1. 有効求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	16,690	16,670	16,645	17,050	17,063	17,195	16,964	16,734	16,707	16,721	16,663	16,666
2012	24年	16,769	16,835	16,889	16,840	16,807	16,790	16,828	16,626	16,873	17,163	17,369	17,059
2013	25年	16,912	16,649	16,622	16,497	16,492	16,469	16,192	16,037	16,284	15,597	15,420	15,244
2014	26年	15,093	14,207	14,396	14,529	14,810	14,596	14,578	14,621	14,769	14,848	15,125	14,667
2015	27年	14,537	14,541	14,432	14,247	14,083	14,121	14,092	13,962	13,711	13,564	13,487	13,400
2016	28年	13,087	13,227	13,137	12,999	12,823	12,764	12,787	12,774	12,820	12,811	12,737	12,588
2017	29年	12,758	12,749	12,890	12,666	12,510	12,421	12,395	12,477	12,632	12,313	12,336	12,355
2018	30年	12,490	12,374	12,319	12,423	12,441	12,394	12,311	12,303	12,323	12,563	12,610	12,652
2019	31・元年	12,578	12,518	12,556	12,446	12,612	12,680	12,943	12,822	12,813	12,675	12,683	12,791
2020	2年	13,317	13,371	12,993	12,117	12,092	12,554	13,509	14,221	14,359			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年7月の21,706人、過去最低数は昭和44年2月の3,810人

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	10,165	10,500	10,365	10,061	9,885	9,408	9,539	10,168	10,381	10,727	10,842	10,964
2012	24年	11,146	11,119	11,179	11,671	11,286	11,338	11,111	11,181	10,974	11,021	10,807	10,682
2013	25年	10,760	11,170	11,526	11,713	12,258	12,814	12,843	12,721	12,662	12,817	13,123	13,461
2014	26年	13,612	12,992	13,238	13,016	13,576	13,635	13,661	13,453	13,757	13,596	13,668	13,600
2015	27年	13,765	13,881	13,885	13,675	13,321	13,170	13,433	13,687	13,605	13,880	14,090	14,336
2016	28年	13,528	13,997	14,195	14,557	15,070	15,263	15,294	15,461	15,700	15,867	15,857	15,671
2017	29年	16,319	16,511	16,664	16,833	16,696	16,882	16,903	17,098	17,367	17,411	17,776	18,217
2018	30年	18,472	18,242	18,091	18,202	18,102	17,799	17,819	18,133	18,345	18,498	18,563	18,394
2019	31・元年	18,275	18,264	18,243	17,869	18,115	18,280	18,275	18,026	17,722	17,555	17,247	17,414
2020	2年	17,508	17,055	15,582	13,477	12,305	12,148	12,512	12,777	13,013			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成30年11月の18,563人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	0.61	0.63	0.62	0.59	0.58	0.55	0.56	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66
2012	24年	0.66	0.66	0.66	0.69	0.67	0.68	0.66	0.67	0.65	0.64	0.62	0.63
2013	25年	0.64	0.67	0.69	0.71	0.74	0.78	0.79	0.79	0.78	0.82	0.85	0.88
2014	26年	0.90	0.91	0.92	0.90	0.92	0.93	0.94	0.92	0.93	0.92	0.90	0.93
2015	27年	0.95	0.95	0.96	0.96	0.95	0.93	0.95	0.98	0.99	1.02	1.04	1.07
2016	28年	1.03	1.06	1.08	1.12	1.18	1.20	1.20	1.21	1.22	1.24	1.24	1.24
2017	29年	1.28	1.30	1.29	1.33	1.33	1.36	1.36	1.37	1.37	1.41	1.44	1.47
2018	30年	1.48	1.47	1.47	1.47	1.46	1.44	1.45	1.47	1.49	1.47	1.47	1.45
2019	31・元年	1.45	1.46	1.45	1.44	1.44	1.44	1.41	1.41	1.38	1.39	1.36	1.36
2020	2年	1.31	1.28	1.20	1.11	1.02	0.97	0.93	0.90	0.91			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年7月、8月の0.39倍

4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	0.60	0.62	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.65	0.67	0.69	0.71	0.72
2012	24年	0.74	0.75	0.77	0.78	0.79	0.80	0.81	0.82	0.81	0.82	0.82	0.83
2013	25年	0.84	0.85	0.87	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.99	1.01	1.03
2014	26年	1.04	1.06	1.07	1.08	1.09	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.12	1.14
2015	27年	1.15	1.16	1.16	1.16	1.18	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27
2016	28年	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.37	1.39	1.40	1.41	1.42
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.59	1.59	1.59	1.60	1.60	1.61	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62
2019	31・元年	1.63	1.63	1.62	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59	1.58	1.58	1.57	1.57
2020	2年	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11	1.08	1.04	1.03			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
 ※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年8月の0.42倍

就業地別

参考指標

1. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	4,111	4,617	4,226	4,069	3,968	4,026	4,140	4,282	4,250	4,508	4,255	4,467
2012	24年	4,430	4,645	4,537	5,140	4,703	4,550	4,726	4,544	4,509	4,520	4,504	4,313
2013	25年	4,644	4,855	4,870	4,850	4,972	5,181	5,022	5,018	5,088	5,108	5,315	5,161
2014	26年	5,546	4,623	5,329	5,627	5,389	5,206	5,470	5,281	5,871	5,294	5,442	5,624
2015	27年	5,548	5,479	5,305	5,392	5,587	5,462	5,483	5,551	5,555	6,162	5,874	5,802
2016	28年	5,550	5,754	6,062	6,157	6,239	6,400	6,281	6,388	6,591	6,528	6,508	6,222
2017	29年	6,868	6,653	6,483	6,773	6,520	6,678	7,086	6,904	7,126	6,993	7,188	7,900
2018	30年	7,136	7,055	7,412	7,525	6,647	7,082	7,163	7,346	7,332	7,629	7,352	7,353
2019	31・元年	7,267	7,454	7,139	6,777	7,338	7,372	6,800	7,322	7,001	6,960	6,933	7,629
2020	2年	6,744	6,496	5,881	4,226	5,017	5,321	5,155	4,921	5,658			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	10,785	11,081	11,111	10,865	10,457	10,086	10,214	10,701	10,943	11,208	11,383	11,631
2012	24年	11,697	11,720	11,875	12,516	12,301	12,420	12,182	12,085	11,904	11,974	11,805	11,790
2013	25年	11,904	12,270	12,856	12,690	13,040	13,380	13,541	13,401	13,321	13,297	13,674	14,102
2014	26年	14,409	13,547	14,006	14,101	14,703	14,793	14,764	14,527	14,892	14,870	14,953	14,756
2015	27年	14,949	15,144	15,154	14,933	14,808	14,740	14,955	15,170	15,090	15,467	15,832	16,098
2016	28年	15,454	15,705	16,113	16,553	17,164	17,232	17,377	17,611	17,854	17,959	17,777	17,590
2017	29年	18,335	18,486	18,763	18,959	18,856	18,990	19,193	19,440	19,895	19,891	20,216	20,724
2018	30年	21,060	20,796	20,416	20,808	20,670	20,306	20,235	20,702	20,776	20,962	21,146	20,869
2019	31・元年	20,729	20,635	20,559	19,943	20,237	20,518	20,442	20,204	19,932	19,705	19,531	19,770
2020	2年	19,795	19,215	17,655	15,586	13,932	13,526	13,939	14,241	14,401			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	1.01	1.14	1.07	0.91	0.91	0.96	1.00	1.04	1.07	1.10	1.06	1.09
2012	24年	1.08	1.13	1.08	1.25	1.16	1.14	1.20	1.14	1.03	1.08	1.07	1.12
2013	25年	1.16	1.22	1.18	1.24	1.26	1.34	1.26	1.29	1.29	1.40	1.41	1.34
2014	26年	1.48	1.54	1.37	1.45	1.45	1.44	1.45	1.39	1.60	1.40	1.36	1.61
2015	27年	1.58	1.51	1.54	1.54	1.55	1.49	1.53	1.58	1.64	1.73	1.68	1.64
2016	28年	1.79	1.61	1.89	1.91	1.92	1.90	1.91	2.00	1.97	2.06	2.00	2.00
2017	29年	2.06	2.05	1.98	2.13	2.24	2.12	2.26	2.13	2.22	2.45	2.25	2.38
2018	30年	2.35	2.25	2.39	2.34	2.17	2.44	2.35	2.27	2.38	2.37	2.37	2.40
2019	31・元年	2.33	2.42	2.32	2.22	2.29	2.30	2.01	2.38	2.25	2.23	2.18	2.28
2020	2年	1.99	2.12	2.06	1.55	1.82	1.67	1.57	1.58	1.88			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011	23年	0.65	0.66	0.67	0.64	0.61	0.59	0.60	0.64	0.65	0.67	0.68	0.70
2012	24年	0.70	0.70	0.70	0.74	0.73	0.74	0.72	0.73	0.71	0.70	0.68	0.69
2013	25年	0.70	0.74	0.77	0.77	0.79	0.81	0.84	0.84	0.82	0.85	0.89	0.93
2014	26年	0.95	0.95	0.97	0.97	0.99	1.01	1.01	0.99	1.01	1.00	0.99	1.01
2015	27年	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.04	1.06	1.09	1.10	1.14	1.17	1.20
2016	28年	1.18	1.19	1.23	1.27	1.34	1.35	1.36	1.38	1.39	1.40	1.40	1.40
2017	29年	1.44	1.45	1.46	1.50	1.51	1.53	1.55	1.56	1.57	1.62	1.64	1.68
2018	30年	1.69	1.68	1.66	1.67	1.66	1.64	1.64	1.68	1.69	1.67	1.68	1.65
2019	31・元年	1.65	1.65	1.64	1.60	1.60	1.62	1.58	1.58	1.56	1.55	1.54	1.55
2020	2年	1.49	1.44	1.36	1.29	1.15	1.08	1.03	1.00	1.00			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

令和2年度 安定所のマッチング機能にかかる主要指標の局・所目標値及び実績

	(1)主要指標 目標値 (安定所のマッチング業務のうち特に中核業務の成果を測定する指標)		
	就職件数(常用) 【ハローワークの紹介で 就職した件数】	求人充足件数 (常用、受理地ベース) 【ハローワークが受理した 常用求人の充足件数】	雇用保険受給者の 早期再就職件数(常用) 【雇用保険の基本手当の所定 給付日数を3分の2以上残して 早期再就職する件数】
労働局	10,564件以上	10,099件以上	2,920件以上
甲府所	5,104件以上	5,609件以上	1,640件以上
富士吉田所	2,105件以上	1,910件以上	565件以上
塩山所	950件以上	735件以上	245件以上
韮崎所	1,360件以上	1,105件以上	280件以上
鯉沢所	1,045件以上	740件以上	190件以上

※雇用保険受給者の早期再就職件数の目標値は、厚生労働省における雇用保険に関する二事業懇談会を経て変更・確定となりました。

	(2)主要指標 2年9月分実績 (③については8月分)		
	①就職件数(常用)	②充足件数 (常用、受理地ベース)	③雇用保険受給者の 早期再就職件数(常用)
労働局	875件	844件	227件
甲府所	425件	490件	136件
富士吉田所	197件	157件	52件
塩山所	86件	61件	14件
韮崎所	107件	97件	13件
鯉沢所	60件	39件	12件

	(3)主要指標 実績累計【2年4月～2年9月】 (③については4～8月分)		
	①就職件数(常用)	②充足件数 (常用、受理地ベース)	③雇用保険受給者の 早期再就職件数(常用)
労働局	4,925件	4,787件	1,196件
甲府所	2,370件	2,617件	669件
富士吉田所	1,012件	895件	254件
塩山所	390件	306件	93件
韮崎所	798件	750件	109件
鯉沢所	355件	219件	71件